

親子の面会交流を実現する全国ネットワークの第 3 回講演会の開催を心よりお祝い申し上げます。

さて、今回特別講演の依頼を受けまして、何とか講演ができないかと検討したのですが、あいにく地元の先約があり、どうしても実現することができませんでした。大変残念であるとともに、深くお詫び申し上げます。

さて、今回のテーマは「子どもの連れ去りは児童虐待」というものです。ご承知のとおり、わたしは昨年 4 月 19 日衆議院法務委員会で、まさしくこの点を質問させて頂きました。厚労省からは、きわめてひどい連れ去りケースは児童虐待にあたるとの答弁を引き出しました。しかしこれは当たり前です。児童虐待防止法は議員立法であり、わたしはその中心メンバーの一人として、当然そう解釈して立法化しているからです。

問題は、きわめてひどいケースとはどういうケースなのか、どこまで児童虐待と解釈を広げられるかという、次のステージに移っています。この解釈問題は、裁判官や法律家や国会議員が独断で決めるものではなく、広く国民のコンセンサスを汲み取る作業だと思っております。

その意味で本日参加の皆様の議論の成果が、解釈変更ひいては法改正につながる大事なものとなります。どうか、本日の専門家の講演を踏まえての闊達な議論を期待しております。

最後に、関係各位のご尽力に深甚なる敬意を表させて頂いて、わたしからのメッセージとさせていただきます。

自民党衆議院議員 馳 浩